

【Ⅲ法規】 表14 「防火地域」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(平成30年1月1日)： 頁数は、「平成30年版 建築関係法令集 法令編 (発行済総合資格)」の掲載頁を示す。

法文	頁	見出し	出題年度⇒																	計	率	出題問題の傾向分析			
			H10 16	H11 16	H12 14	H13 16	H14 16	H15 16	H16 16	H17 14	H18 無	H19 15	H20 13	H21 18	H22 18	H23 17	H24 18	H25 18	H26 18				H27 18	H28 18	H29 18
① 法61条	63	防火地域内の建築物	1,2,3	2,4	3			1	1			3		1	2,4		4			1,2	1	1,2	18	20.7	防火地域内では、①階数が3以上は耐火建築物、②100㎡超えは耐火建築物、③その他は準耐火建築物とする(別表1とのダブルチェック必要)。卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料のものは、準耐火建築物以外にできる(準不燃材料では適用できない)。50㎡以内の平家建の付属建築物で外壁及び軒裏が防火構造のものは、準耐火建築物以外にできる。
法62条	63	準防火地域内の建築物	4,5	3	2,5	1,2,4	3	2,3	2,5	2,4		1,2,4,5		3	2,3	1	3,4	3,4	3,4	2,3	4		32	36.8	準防火地域内は、①地階を除く階数が4以上又は1,500㎡超えなら耐火建築物、②500㎡超え1,500㎡以下は準耐火建築物、③地階を除き3階は防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物にできる(別表1とのダブルチェック必要)。準防火地域内の木造建築物は、防火構造とし付属する2mを超える門又は1階の塀は、不燃材料で造る。卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料のものは、準耐火建築物以外にできる。
法63条	63	屋根													4								1	1.1	屋根の構造は、火の粉により発炎しない、防火上有害となる溶融・き裂・その他損傷を生じないこと。
法64条	64	外壁の開口部の防火戸						5			5												2	2.3	準防火地域内にある建築物で延焼の恐れがある部分の開口部は、防火戸・防火設備とする(準遮煙性能である20分間加熱面以外の面に火炎を出さない条件が必要)。
法65条	64	隣地境界線に接する外壁						4			4					2							3	3.4	外壁が耐火構造なら隣地境界線に接して設置することが可能である。
法66条	64	看板の防火措置					2		3	1				1			1						5	5.7	防火地域内で屋上に設置する看板・広告塔・装飾塔又は高さ3mを超えるものは、不燃材料とする。
法67条	64	(準)防火地域内外の措置				1		4	5	2		4	1		3		2						8	9.2	建築物が防火地域と準防火地域にわたる場合は、全てを防火地域とする(ただし防火壁で区画されている場合はこの限りでない)。
令136条の2の3	245	準遮炎性能																		4			1	1.1	防火地域内の防火戸は、加熱開始後30分間ではなく、20分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとする。
② 別表1	121	(準)耐火建築物	1,5	1,4	3,5	4,5		3	1			2	2,3				1,2						17	19.5	3階以上の特殊建築物は、耐火建築物とする(3階建ての共同住宅は準耐火建築物でよい)。病院・旅館で2階が300㎡以上、百貨店で2階が500㎡以上、倉庫で1,500㎡未満は、準耐火建築物としなくてよい。自動車車庫、自動車修理工場で150㎡以上は、準耐火建築物とする。
合計																							87	100.0	

注)表中の**数字**は選択肢問題の番号(代表1法文)、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。